

サービス料金表 (令和5年4月～)

宇和島市吉田町 白浦菫荘

特別養護老人ホーム

多床室（2人部屋・4人部屋）利用の場合（1日あたり利用料金）

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用料に係る 自己負担額（基本単位）		573円	641円	712円	780円	847円
加 算	個別機能訓練加算	12円				
	看護体制加算(I)	6円				
	看護体制加算(II)	13円				
	日常生活継続支援加算	36円				
	夜勤職員配置加算	28円				
2. 居室に係る自己負担額		855円				
3. 食事に係る自己負担額		1,445円				
4. 自己負担額 合計 (1+2+3)		2,968円	3,036円	3,107円	3,175円	3,242円

個室（従来型個室）利用の場合（1日あたり利用料金）

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用料に係る 自己負担額（基本単位）		573円	641円	712円	780円	847円
加 算	個別機能訓練加算	12円				
	看護体制加算(I)	6円				
	看護体制加算(II)	13円				
	日常生活継続支援加算	36円				
	夜勤職員配置加算	28円				
2. 居室に係る自己負担額		1,171円				
3. 食事に係る自己負担額		1,445円				
4. 自己負担額 合計 (1+2+3)		3,284円	3,352円	3,423円	3,491円	3,558円

※ 加算等

- ア 初期加算 1日につき 30円
(入所日から30日以内の期間。30日を超す入院後の再入所も同様。)
- イ 入院・外泊加算 1日につき 246円
(1月に6日を限度とし、初日、最終日は算定しない。月をまたがる場合は、次月も算定可能)
- ウ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 上記基本サービス費に各種加算を加えた総単位数に8.3%を乗じた単位数で算定した額が加算されます。
- エ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 上記基本サービス費に各種加算を加えた総単位数に2.3%を乗じた単位数で算定した額が加算されます。
- オ 介護職員等ベースアップ等加算 上記基本サービス費に各種加算を加えた総単位数に1.6%を乗じた単位数で算定した額が加算されます。
- カ 長期入院などにより個別機能訓練を行うことができなかった場合には、上記料金から、12円が減額されます。
- キ 科学的介護推進加算 1月につき 40円
- ク ADL維持加算 1月につき 30円
- ケ 看取り介護加算

死亡日以前31日以上45日以下	72円
死亡日以前4日以上30日以下	144円
死亡日以前2日及び3日	680円
死亡日	1,280円

○居住費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方(市町村民税非課税者)や生活保護を受けておられる方の場合は、次の通り施設利用・ショートステイの居住費(滞在費)・食費の負担が軽減されます。

介護保険負担限度額認定申請を行い、第1段階～第3段階に該当になった場合は、居室・食事の自己負担額は下記ようになります。

何段階に該当するか否かは、市町村が調査をして決定されます。

[1日あたり]()内は月額概数

対象者		区分	居住費(滞在費)		食費
			多床室 (相部屋)	個室 (従来型個室)	
生活保護受給者		利用者負担	0円	320円	300円
世帯全員が市町村民税非課税者	高齢福祉年金受給者	第1段階	(0万円)	(1.0万円)	(1.0万円)
	年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	利用者負担 第2段階	370円 (1.1万円)	420円 (1.3万円)	390円 (1.2万円)
	利用者負担第2段階以外の方 (年金収入が80万円超 120万円以下の方など)	利用者負担 第3段階①	370円 (1.1万円)	820円 (2.5万円)	650円 (2.0万円)
	利用者負担第2段階以外の方 (年金収入が120万円超)	利用者負担 第3段階②	370円 (1.1万円)	820円 (2.5万円)	1,360円 (4.1万円)
上記以外の方		利用者負担 第4段階	855円 (2.6万円)	1,171円 (3.6万円)	1,445円 (4.3万円)

※生活保護の場合のサービス利用料金については、生活保護法が適用され介護扶助の対象となるため基本料金のご負担は発生しません。居住費、食費のみのお支払いになります。

※年金収入額には老齢年金等の課税年金だけでなく非課税年金（遺族年金・障害年金）も含まれます。

※世帯全員が市町村民税を課税されていない者でも、預貯金など（現金、有価証券なども含む。）の合計が配偶者がいる場合は

第2段階：1,650万円超、第3段階①：1,550万円超、第3段階②：1,500万円超

配偶者がいない場合は

第2段階：650万円超、第3段階①：550万円超、第3段階②：500万円超をお持ちの場合には軽減の対象外になるものとします。

65歳未満の人は、収入等に関係なく預貯金等の合計が、配偶者がいる場合は2,000万円超、いない場合は1,000万円超 お持ちの場合には軽減の対象外になるものとします。

※配偶者が市町村民税を課税されている場合には、世帯が分かれていても軽減の対象外になるものとします。

※合計所得金額のうち、譲渡所得は特別控除を除いた金額です。

※合計所得金額のうち、給与所得は所得金額調整控除適用前の給与所得から10万円を控除した金額です。

☆実際の負担額は、日額で設定されます。

短期入所生活介護

介護保険

多床室（2人部屋・4人部屋）利用の場合（1日当り利用料金）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用料	596円	665円	737円	806円	874円
機能訓練体制加算	12円				
サービス提供体制加算(Ⅱ)	18円				
夜勤職員配置加算	15円				
居住費（滞在費）	855円				
食費	1,445円（朝食405円、昼食520円、夕食520円）				
合計	2,941	3,010円	3,082円	3,151円	3,219円

個室（従来型個室）利用の場合（1日当り利用料金）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用料	596円	665円	737円	806円	874円
機能訓練体制加算	12円				
サービス提供体制加算(Ⅱ)	18円				
夜勤職員配置加算	15円				
居住費（滞在費）	1,171円				
食費	1,445円（朝食405円、昼食520円、夕食520円）				
合計	3,257円	3,326円	3,398円	3,467円	3,535円

※ 加算等

ア 緊急短期入所受入加算 1日につき90円

（利用者の状態や家族等の事情により、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を行った場合に7日間算定。介護者の疾病等止むを得ない場合は14日間算定）

介護予防 (1日当たり利用料金)

	多床室（2人部屋・4人部屋） 利用の場合		個室（従来型個室）利用の場合	
	要支援1	要支援2	要支援1	要支援2
利用料	446円	555円	446円	555円
機能訓練体制加算	12円			
サービス提供体制加算(Ⅱ)	18円			
居住費（滞在費）	855円		1,171円	
食費	1,445円（朝食405円、昼食520円、夕食520円）			
合計	2,776円	2,885円	3,092円	3,201円

※原則、多床室利用が優先となります。入所者の入退院に伴う空床状況、利用者の心身状況などを考慮し、事業所側の判断により居室変更する場合があります。

※加算等

- ア 送迎加算 片道につき 184円（送迎を事業者が行う場合は片道184円を加算します）
- イ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 上記基本サービス費に各種加算を加えた総単位数に8.3%を乗じた単位数で算定した額が加算されます。
- ウ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 上記基本サービス費に各種加算を加えた総単位数に2.3%を乗じた単位数で算定した額が加算されます。
- エ 介護職員等ベースアップ等加算 上記基本サービス費に各種加算を加えた総単位数に1.6%を乗じた単位数で算定した額が加算されます。

○居住費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、施設利用・ショートステイの居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。

[1日あたり] () 内は月額概数

対象者		区分	居住費（滞在費）		食費
			多床室 （相部屋）	個室（従来型 個室）	
生活保護受給者		利用者負担 第1段階	0円 (0万円)	320円 (1.0万円)	300円 (1.0万円)
世帯全員が市町村民税非課税者	年金収入額等合計所得金額が80万円以下の方	利用者負担 第2段階	370円 (1.1万円)	420円 (1.3万円)	600円 (1.8万円)
	年金収入額等合計所得金額が80万円超120万円以下の方	利用者負担 第3段階①	370円 (1.1万円)	820円 (2.5万円)	1,000円 (3.1万円)
	年金収入額等合計所得金額が120万円超の方	利用者負担 第3段階②	370円 (1.1万円)	820円 (2.5万円)	1,300円 (4.0万円)
上記以外の方		利用者負担 第4段階	855円 (2.6万円)	1,171円 (3.6万円)	1,445円 (4.4万円)

※生活保護の場合のサービス利用料金については、生活保護法が適用され介護扶助の対象となるため基本料金のご負担は発生しません。居住費、食費のみのお支払いになります。

※年金収入額には老齢年金等の課税年金だけでなく非課税年金（遺族年金・障害年金）も含まれます。
※世帯全員が市町村民税を課税されていない者でも、預貯金など（現金、有価証券なども含む。）の合計が、

・配偶者がいる場合は

第2段階：1,650万円超、第3段階①：1,550万円超、第3段階②：1,500万円超

・配偶者がいない場合は

第2段階：650万円超、第3段階①：550万円超、第3段階②：500万円超
をお持ちの場合には軽減の対象外になるものとします。

・65歳未満の人は、収入等に関係なく預貯金等の合計が、配偶者がいる場合は2,000万円超、いない場合は1,000万円超 お持ちの場合には軽減の対象外になるものとします。

※配偶者が市町村民税を課税されている場合には、世帯が分かれていても軽減の対象外になるものとします。

※合計所得金額のうち、譲渡所得は特別控除を除いた金額です。

※合計所得金額のうち、給与所得は所得金額調整控除適用前の給与所得から10万円を控除した金額です。

※負担額は、日額で設定されます。

介護予防・日常生活支援総合事業（第一号通所事業）デイサービス

	要支援 1 (1月の中で全部 で4回まで)	要支援 2 (1月の中で全部で 5～8回まで)	要支援 1 (5回以上の場合)	要支援 2 (9回以上の場合)
利用料	384 円	395 円	1,672 円	3,428 円
入浴加算	—			
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	88 円	176 円	88 円	176 円
食 費	600 円 (1食につき)			
合 計	1,072 円	1,171 円	2,360 円	4,204 円

通所介護（デイサービス）

	通常デイ				
	1回につき				
	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
利用料(7時間以上8時間未満)	655 円	773 円	896 円	1,018 円	1,142 円
入浴加算(Ⅰ)	40 円				
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22 円				
食 費	600 円				
合計(7時間以上8時間未満)	1,317 円	1,435 円	1,558 円	1,680 円	1,804 円

- ☆ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 上記基本サービス費に各種加算を加えた総単位数に 5.9%を乗じた単位数で算定した額が加算されます
- ☆ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 上記基本サービス費に各種加算を加えた総単位数に 1.0%を乗じた単位数で算定した額が加算されます
- ☆ 介護職員等ベースアップ等加算 上記基本サービス費に各種加算を加えた総単位数に 1.1%を乗じた単位数で算定した額が加算されます
- ☆ 入浴、送迎は基本単価に包括されます（総合事業型デイサービス）
- ☆ 送迎を実施していない場合（利用者自らが通う場合、家族が送迎を行う場合等の事業所が送迎を実施していない場合） は 47 円減算します
入浴をしなかった場合は、上記料金から入浴介助加算相当額（自己負担分 40 円）が減額されます（通常デイ）